

2026 年度中国での愛媛県プロモーション委託業務に係る 企画提案募集実施要領

この要領は、2026 年度中国での愛媛県プロモーション委託業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

中国の訪日旅行行動向等に関する情報収集や、上海－松山便の利用が見込める地域の中現地旅行会社等に対する愛媛県観光情報等のプロモーション活動を実施することにより、本県の認知度向上及び誘客に繋げる。

2 業務の内容等

(1) 業務名

2026 年度中国での愛媛県プロモーション委託業務

(2) 実施期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

中国での愛媛県の認知度を向上させるため、現地の旅行会社等への効果的なプロモーションを行うこととし、中国から本県への誘客促進に繋がる企画を立案のうえ実施する。(詳細は、別添「業務仕様書」のとおり。)

(4) 委託料の上限額

本業務委託は、予算額の範囲内で企画提案を行うこと。

金 3,500,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 企画提案の応募資格・条件

以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札参加資格者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第

2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。

- (7) 中国国内に本社(本店)又は支店、営業所、事業所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人であること。

4 スケジュール(予定)

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月16日(月)	—
参加表明書及び質問書提出期限	3月2日(月)	様式1, 2, 4
企画提案書提出期限	3月18日(水)	様式5
審査	3月下旬	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中(月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで)。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年(2026年)3月2日(月)日本時間午後5時まで

以下の書類を郵送、持参または電子メールにより提出すること。

- ① 参加表明書(様式1) 1部
- ② 誓約書(様式2) 1部
- ③ 付属書類 1部

・会社等の概要及び類似実績(業務名、委託者名、実施年、受託金額等)が分かれるもの。(様式任意 既存のパンフレット等可)

※参加を取り下げる場合は、3月18日(水)までに参加辞退届(様式3)を電子メールにより提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和8年(2026年)3月2日(月)日本時間午後5時まで

様式4を用いて電子メールにより提出すること。

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問(中国向けPR業務)」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和8年(2026年)年3月18日(水)日本時間午後5時まで

以下の書類を電子メール、郵送又は持参又により提出すること。

- ① 企画提案書表紙(様式5) 正本1部(押印)
- ② 企画書(様式任意) 1部
 - ・形式 原則としてA4判、横書き、左綴じとする。着色、両面印刷可。

- ・表紙には宛名、表題、提出年月日、会社名を記載すること。
- ・活動方針、業務内容、業務実施体制（法人の組織図、本業務の統括責任者及び従事予定の人員体制、各人の担当業務や経験年数等を含む。）、実施スケジュールは必ず記載すること。
- ・可能な範囲で写真や図などを用いながら、企画を実現するための方法やイメージを具体的に記載すること。
- ・ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

③ 費用見積書（様式任意） うち正本1部（押印）

- ・別添「業務仕様書」の「5 業務の内容」に示した項目ごとに、単価や単位を明示した積算内訳を記載すること。

（4）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4－2

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課
国際プロモーショングループ 末廣、橋本

E-mail : hashimoto-tomoaki@pref.ehime.lg.jp

Tel : 089-912-2311

（5）公正な企画提案審査の確保

- ・企画提案募集参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（6）留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・本業務は、愛媛県及び松山市における令和8年度当初予算の成立並びに愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会による令和8年度事業計画の承認を条件として実施する。また、契約の締結は、令和8年度予算が執行可能となる 2026 年4月1日以降に行うものとする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内 容
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">事業趣旨を理解した提案となっているか。提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性があるか。仕様書に記載されている内容がしっかりと反映されているか。中国における旅行動向等に関する情報収集及び現地の旅行者への効果的なプロモーションに繋がる提案となっているか。
業務実施体制・遂行能力等	<ul style="list-style-type: none">本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる体制となっているか。全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。本業務と類似の業務の受注実績、内容は十分か。
経済性	<ul style="list-style-type: none">業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- 審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- 同一の参加者が二つ以上の提案書を提出した場合
- その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を日本語で締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀参加者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀参加者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課

Tel : 089-912-2311 E-mail : hashimoto-tomoaki@pref.ehime.lg.jp